情報システム概論　課題１

K19093　福本光重

1.知的財産権関連法規  
・独占禁止法の概要  
独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の目的は、資本主義の市場経済において公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることである。独占禁止法で規制される行為には、主に次の３つがある。  
・私的独占  
事業者が単独または他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売などの手段を用いて、新規参入者の妨害をしたり、有力な事業者が、株式の取得、役員の派遣などにより、他の事業者の活動に制約を与える等の行為  
・不当な取引の制限  
ある事業者と関わりのある事業者が相互に連絡を取り合い、商品の価格や販売・生産数量などを共同で決め、競争を制限する行為（カルテル）や、国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為（入札談合）  
・不公正な取引方法  
自由な競争を滅殺する行為、競争の基盤を侵害するような行為。「取引拒絶」「差別対価」「不当廉売」「優越的地位の濫用」などが挙げられる。

・法律違反となる具体例  
(1)ニチレキ，日進化成及び東亜道路工業の３社（以下「３社」という。）は，遅くとも平成２４年３月２３日以降，舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の低落を防止し自社の利益の確保を図るため，共同して舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意の下に，舗装用改質アスファルトの原材料であるストレートアスファルトの仕入価格の大幅な変動が見込まれる場合等に，３社の営業責任者等による会合を開催するなどして，舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等を決定するなどしていた。⑵　３社は，前記⑴の合意をすることにより，公共の利益に反して，我が国における舗装用改質アスファルトの販売分野における競争を実質的に制限していた。  
上記の事例は、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反しているとして、ニチレキ及び日進化成の２社に対し、総額３１億４０９８万円の課徴金額の支払いを命じた。2.セキュリティ関連法規  
 ・個人情報保護法の概要  
個人情報保護法とは、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律である。目的としては、高度情報通信社会において、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。

・法令違反となる具体例  
2020年電子決済サービス不正引き出し事件  
2020年９月に発覚した、ドコモ口座、Kyash、LINEPay、メルペイ、PayPalなど複数の電子決済サービスを通じて、銀行口座の残高が不正に引き出された事件。被害者の銀行口座が第三者によって勝手にドコモ口座などの電子決済サービスに登録され不正に口座残高の引き出しが行われた。NTTドコモは事案について、不正出金の犯人は（地銀の）銀行口座番号や暗証番号を悪用しているのであり、同社のシステムへの不正アクセスから情報が流出したものではないと否定している。しかし、地方銀行も「当行のシステムから、お客さまの口座番号やキャッシュカードの暗証番号等のお客さま情報が漏洩した事実はございません」と、調査の結果を公表し、情報流出を否定している。  
上記の事例は、原因は確定していないが、事業者からの漏洩であれば、個人情報保護法第20条（安全管理措置）に違反すると考えられる。  
3.労働／取引関連法規  
・男女雇用機会均等法の概要  
男女雇用機会均等法とは、職場における男女の差別を禁止し、募集、採用、昇給、昇進、教育訓練、福利厚生などの面で男女平等に扱うことを定めた法律。1985年制定、86年施行だったが、施工当初は、差別の禁止項目は努力義務だったが、1999年の改正により禁止規定となった。その後、97年に女性保護のために設けられていた時間外労働や休日出勤、深夜業務等の規制を撤廃、2007年に出産・育児などによる不利益取り扱いの禁止。2017年にはマタニティハラスメントに対する防止措置を講じることが事業酒の義務になり、2020年にはパワハラ防止法と合わせて、セキュシャルハラスメント防止強化について改正があった。  
・法令違反となる具体例  
A社には3交代制の深夜業務があり、男性社員は全員がその3交代制の対象となっている。一方、女性社員については、希望する者だけを対象としているが、一部の女性社員から、この制度は男女雇用機会均等法に違反するのではないかという報告を受けた事例。  
上記の事例は、一定の職務への配置において条件が男女で異なるため、男女雇用機会均等法第6条「配置・昇進・降格・教育訓練など」に違反していることになる。

4.感想  
独占禁止法は、公正取引委員会のホームページに違反しているかどうかの相談事例から実際に違反していた事業者への措置の事例まで、詳細な情報が掲載されていて、実際にどのような経緯で違反が発覚したのかがわかりやすく、とても勉強になった。  
個人情報保護法は、今回他の２つの法令より、自身が被害にあったりする事例もあったりするので、とても身近に感じた。

男女雇用機会均等法は、本来差別であるかどうかは人間の感情に由来するものであるから、具体的な違反の境界線は曖昧なのかと思ったら、思ったより具体的に、定められていて驚いた。

参考文献  
公正取引委員会  
<https://www.jftc.go.jp/dk/dkgaiyo/gaiyo.html>（2020/11/4参照）  
政府広報オンライン  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201112/2.html>（2020/11/4参照）  
公正取引委員会独占禁止法法的措置一覧https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190620.html(2020/11/4参照)  
個人情報保護法の基本<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/28_setsumeikai_siryou.pdf(2020/11/4>参照)  
CyberSecurity.com  
<https://cybersecurity-jp.com/news/40077（2020/11/4>参照）  
厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html(2020/11/5>参照)